路線名　常磐自動車道
道路の区域
区間　福島県相馬郡新地町駒ケ嶺字鴻ノ巣一七番一
変更前後別　敷地の幅員（メートル）　延長
前　最大　六八　最小　二五
後　最大　七一　最小　五七　四七

○国土交通省告示第三百十三号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月二十九日から三十日間国土交通省関東地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十九日

国土交通大臣　太田　昭宏

路線名　東関東自動車道水戸線
道路の区域
区間　千葉県印旛郡酒々井町尾上字深田台八一九番一二から同県印旛郡酒々井町尾上字木見津八五三番六まで
変更前後別　敷地の幅員（メートル）　延長
前　最小　六五　最大　四七
後　最小　六〇　最大　三三　四一六
前　最小　七三　最大　六〇　七三
後　最小　七三　最大　四八　三九

○国土交通省告示第三百十四号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月二十九日から三十日間国土交通省近畿地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十九日

国土交通大臣　太田　昭宏

路線名　近畿自動車道松原那智勝浦線
道路の区域
区間　田辺市稲成町字北皆代二八〇二番二
変更前後別　敷地の幅員（メートル）　延長
前　最小　八五　最大　五八
後　最小　一〇四　最大　五八　三二

○国土交通省告示第三百十五号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月二十九日から三十日間国土交通省近畿地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十九日

国土交通大臣　太田　昭宏

路線名　山陽自動車道吹田山口線
道路の区域
区間　赤穂市目坂字幟八七〇番四
変更前後別　敷地の幅員（メートル）　延長
前　最小　二九　最大　二一
後　最小　三九　最大　二一　八

○国土交通省告示第三百十六号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月二十九日から三十日間国土交通省中国地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十九日

国土交通大臣　太田　昭宏

路線名　中国縦貫自動車道
道路の区域
区間　三次市四拾貫町一三五三番一から同市和知町字白鳥一八六二番三まで
変更前後別　敷地の幅員（メートル）　延長
前　最小　三三八　最大　三七
後　最小　三〇八　最大　三二　三四八

○国土交通省告示第三百十七号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月二十九日から三十日間国土交通省中国地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十九日

国土交通大臣　太田　昭宏

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
第一東海自動車道	海老名市中新田字二番河原三二八九番九四から同市中新田字一番河原三二八八番二五七まで	平成二十五年三月三十日十五時

○国土交通省告示第三百十八号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月二十九日から三十日間国土交通省中国地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十九日

国土交通大臣　太田　昭宏

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
中国縦貫自動車道	三次市四拾貫町一三五五番五から同市四拾貫町字堂ノ奥七四〇番一まで	平成二十五年三月三十日十七時